

香川県会計規則及び香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第61号**

香川県会計規則及び香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則  
(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3(第5条関係)			別表第3(第5条関係)		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
略			略		
小豆総合事務所の出納員	略		小豆総合事務所の出納員	略	
	小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)、 <u>家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料並びに家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書(以下「家畜検査証明書等」という。)</u> の交付手数料の収納		小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。) <u>並びに家畜人工授精用精液の売払代金の収納</u>
略			略		
農業試験場の出納員	略		農業試験場の出納員	略	
東部家畜保健衛生所の出納員	東部家畜保健衛生所の収入取扱員	家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料及び家畜検査証明書等の交付手数料の収納			
西部家畜	西部家畜保健衛生	家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜			

保健衛生 所の出納 員	生所の収入取扱 員	畜注射手数料及び家畜検査証明書等の 交付手数料の収納（西部家畜保健衛生 所西讃支所の収入取扱員が収納するも のを除く。）	西部家畜 保健衛生 所の出納 員	西部家畜保健衛 生所西讃支所の 収入取扱員	西部家畜保健衛生所西讃支所の家畜人 工授精用精液の売払代金及び行政文書 公開手数料等の収納
	西部家畜保健衛 生所西讃支所の 収入取扱員	西部家畜保健衛生所西讃支所の家畜人 工授精用精液の売払代金、家畜検査手 数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数 料、家畜検査証明書等の交付手数料及 び行政文書公開手数料等の収納			
略			略		

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 1 略 2 略  (1)～(12) 略 <u>(13) 家畜検査手数料</u> <u>(14) 家畜投薬手数料</u> <u>(15) 家畜注射手数料</u> <u>(16) 家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証  明書の交付手数料</u> <u>(17)・(18) 略</u>	別表（第2条関係） 1 略 2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数 料。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(12) 略          <u>(13)・(14) 略</u>

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。